

災害時の特別措置の詳細

託送供給等約款および再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱に基づく被災された電気の使用者の供給地点または被災された発電者の受電地点に対する特別措置の詳細は以下のとおりです。

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の延期

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金、予備送電サービス料金における災害発生月の前月（支払期日が災害発生日以降のものに限る。）、災害発生月、災害発生月の翌月、災害発生月の翌々月の料金計算分の料金算定日を各々1か月間延期する。

2. 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

災害発生月から6月後の末日までに限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった日数×4%を接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金、予備送電サービス料金から免除する。

3. 使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の一部免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、災害発生月から6月後の末日までの間、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金、予備送電サービス料金を免除する。

4. 工事費負担金の免除

再建等により、新たに電気を使用される場合で、災害発生月から6月後の末日までに接続供給の申込みをされ、かつ、被災前の契約電力等を超えないとき、供給地点の供給設備における工事費負担金を免除する。

5. 臨時工事費の免除

再建等により、臨時に電気を使用される場合で、災害発生月から6月後の末日までに臨時接続送電サービスの申込みをされたとき、臨時工事費を免除する。

6. 諸工料の免除

再建等により、引込線、計量器等の取付位置変更を行う場合で、災害発生月から6月後の末日までに引込線、計量器等の取付位置変更の申込みをされたとき、初回の工事に要した諸工料を免除する。

7. 系統連系受電サービス料金の支払期日の延期

系統連系受電サービス料金における災害発生月の前月（支払期日が災害発生日以降のものに限る。）、災害発生月、災害発生月の翌月、災害発生月の翌々月の料金計算分の支払期日を各々1か月間延期する。

8. 発電・放電しない日の系統連系受電サービス料金の免除

災害発生月から6月後の末日までに限り、被災時から引き続き全く発電または放電されなかった日数×4%を系統連系受電サービス料金の基本料金から免除する。

9. 運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の一部免除

発電設備等が災害のため復旧まで一時運転不能となった場合、災害発生月から6月後の末日までの間、その運転不能設備に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を免除する。